

# POLICE 情報

令和 8 年  
5 月 号

- ◆ 自治体広報紙等活用版 … P. 1
- ◆ 行政対象暴力及び企業対象暴力対策の推進 … P. 2
- ◆ 消費者月間における生活経済事犯被害の  
未然防止対策の推進 … P. 8
- ◆ 自転車の安全利用の促進 … P. 11

## 暴力団等の不当要求を許さない!



**暴力110番ヤクザゼロ**  
**0120-20-8930**  
**(公財)暴力団追放兵庫県民センター**  
**078-362-8930**

### こんにちは県警です

#### サンテレビ


毎月第1土曜日  
午前8時30分～(15分間)  
5月の放送は5月2日(土)



### パトロールニュース

#### ラジオ関西


558 KHzで放送中↓  
毎週月曜日  
午後0時08分ころ～(約2分間)



### ひょうご防犯ネット+(プラス)

#### 兵庫県警察安全安心アプリ!

アプリで犯罪情報や防犯情報  
交通事故情報などをお届け!  
防犯ブザー、性犯罪対策  
などの防犯機能も搭載中!



### 兵庫県警察ホームページ

#### 兵庫県警察を紹介

県警からのお知らせなど  
役立つ情報を配信中!

兵庫県警察



### 兵庫県警察公式アカウント

防犯・交通・イベント・採用案内など  
県警からのお役立ち情報を配信中!

右側の二次元コードをチェック→  
ぜひ登録してください!



兵庫県警察 Facebook  
兵庫県警察 X(旧Twitter)  
兵庫県警察 YouTube  
兵庫県警察 Instagram

兵庫県警察本部県民広報課



## 自治体広報紙等活用版



### 【行政対象暴力及び企業対象暴力対策の推進】

行政機関や企業に対する暴力団などによる違法・不当な行為を「行政対象暴力」「企業対象暴力」といいます。

不当な要求に屈しないために

- 対応マニュアルの策定や不当要求防止責任者の選任などの体制づくり
- 日頃から警察や暴迫センターと連携し、有事の際は通報（相談）するなど、組織的な対応体制を確立しましょう。

#### 〈相談先〉

暴力110番ヤクザゼロ 0120-20-8930

各警察署（暴力団対策担当課）

（公財）暴力団追放兵庫県民センター 078-362-8930

### 【消費者月間における生活経済事犯被害の未然防止対策の推進】

悪質な水道工事業者や訪問購入業者など悪質商法の被害に遭わないための防犯ポイント

- う うまい話を信用しない！
- そ そうだんする！
- つ つられて返事をしない！すぐに契約しない！
- き きっぱり！はっきり！断る！

を徹底しましょう。

警察相談専用電話 #9110

各警察署（生活経済事犯担当課）

### 【自転車の安全利用の促進】

自転車は子どもから高齢者まで手軽に利用できる便利な乗り物ですが、自動車やバイクと同じ「車の仲間」です。

自転車安全利用五則を守って、安全に利用しましょう。

- 車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先
- 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- 夜間はライトを点灯
- 飲酒運転は禁止
- ヘルメットを着用

**行政対象暴力及び企業対象暴力対策の推進**  
 ～暴力団を始めとする反社会的勢力の動きを封じ込めよう～

近年の暴力団排除機運の高まりと警察による取締りの一層の強化に加え、社会全体による暴力団排除の推進によって、暴力団は社会から孤立しつつあります。

しかし、依然として行政機関や企業を対象とした恐喝・強要のほか、各種公的給付制度を悪用した詐欺など、時代の変化に応じて様々な資金獲得犯罪を行っています。

暴力団の巧妙かつ悪質な罠にはまらないためには、暴力団に対する正しい知識を持ち、警察や暴力団追放センターと連携した対応が重要です。

**行政対象暴力と企業対象暴力の実態**

**行政対象暴力とは**

暴力団など（暴力団・暴力団員・準構成員・総会屋など）が不正な利益を得る目的で、地方公共団体などの行政機関又はその職員を対象として行う違法又は不当な行為を「行政対象暴力」と呼んでいます。

行政対象暴力の形態には、行政機関の持つ権限の行使を要求する「権限行使要求型」と、名目の如何を問わず、行政機関又はその職員に金品を要求する「金品要求型」があり、その内容は次のとおりです。

**権限行使要求型**

暴力団関係企業などを公共工事の下請業者とするために、元請業者に対する行政機関の指導監督権限を不当に行使させようとするなど、行政機関の有する許認可、指導監督、公金支給などの権限を自己又は第三者の有利となるよう行使することを要求するもの。



**金品要求型**

機関紙（誌）の購読、物品の購入など名目の如何を問わず、行政機関又はその職員に金品の提供を要求するもの。



事例：暴力団組員Aが、自己が申請した生活保護受給の却下の通知を市職員から受けたところ、「殺したる殴ったる。」などと怒鳴り、同職員の業務を妨害した。



## 企業対象暴力とは

暴力団などが不正な利益を得る目的で会社や信用組合、各種法人又はその役員や社員などを対象として行う違法又は不当な行為を「企業対象暴力」と呼んでいます。

暴力団は企業などに対して、言われなき誹謗中傷やスキャンダルのもみ消しのほか、賛助金・寄附金などを名目に不正な利益を得る目的であらゆる方法を駆使して接近を図り、不要な要求を行ってきます。

### 【企業対象暴力の主な態様】

- 企業の弱みを突いて金品を脅し取る企業恐喝
- 新聞・雑誌などの購読料や賛助金、寄附金名目の不当要求
- クレームや言われなき誹謗中傷、スキャンダルのもみ消しを名目とした不当要求



事例：暴力団組員が、建設会社役員に対し「今までどおり付き合いを続けていこうや。付き合いを断るなら 反対運動起きても知らんで。」などと告げ、現金を脅し取ろうとした。



## 暴力団などに対する対応要領

### 基本的な心構え

#### 毅然とした態度

暴力団は手を出せば  
逮捕されることを  
よく知っている

#### 気迫と信念

暴力団は弱い者には強く、  
強い者には弱い

#### 冷静な対応

暴力団は挑発して  
こちらの失言を誘う

### 平素の準備

#### 1. トップの危機管理

- ★トップ自らが、「不当な要求には絶対応じない」という基本方針と姿勢を示し、毅然とした社風を構築していく。
- ★担当者が気楽に報告できる雰囲気づくりを行う。



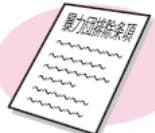
#### 2. 体制作り

- ★あらかじめ対応責任者、補助者等を指定しておき、対応マニュアル、通報手順等を定めておく。
- ★対応責任者は、組織を代表して対応に当たることから、組織としての回答を準備しておく。
- ★対応する応接室を決めておき、録音、撮影機器等をセットしておくとともに、暴力団追放ポスターや責任者講習受講修了書等を掲げておく。



#### 3. 暴力団排除条項の導入

- ★暴力団等反社会的勢力を排除する根拠として
    - 暴力団等反社会的勢力とは取引しないこと
    - 取引開始後反社会的勢力と判明した場合には解約すること
- などの内容が盛り込まれた暴力団排除条項を契約書や約款等に導入しておく。



#### 4. 警察、暴追センター等との連携

- ★警察や暴力団追放兵庫県民センターとの連携を保ち、事案の発生に備え担当窓口を設けておく。



## 具体的対応要領

### 1 来訪者のチェックと連絡

受付係又は窓口員は、来訪者の氏名等の確認と用件及び人数を把握して、対応責任者に報告し、応接室等に案内する。



### 2 相手の確認と用件の確認

落ち着いた、相手の住所、氏名、所属団体名、電話番号を確認し、用件の確認をすること。代理人の場合は、委任状の確認を忘れないように。



### 3 応対場所の選定

素早く助けを求めることができ、精神的に余裕をもって対応できる場所(自社の応接室)等の管理権の及ぶ場所。

暴力団等の指定する場所や、租事務所には絶対に向かないこと。



### 4 応対の人数

相手より優位に立つための手段として、常に相手より多い人数で応対し、役割分担を決めておく。



### 5 応対時間

応対時間が長いと、相手のペースにはまる危険性が大きくなります。可能な限り短くすること。最初の段階で「何時には会議がありますから何時までならお話を伺います」等告げて応対時間を明確に示すこと。



### 6 言動に注意する

暴力団員は、巧みに論争に持ち込み、応対者の失言を誘い、又は言葉尻をとらえて厳しく糾弾してきます。「申し訳ありません」、「検討します」、「考えてみます」等は禁物です。



### 7 書類の作成・署名・押印

暴力団は「一筆書けば許してやる」等と詫言や念書を書かせたがりますが、後日金品要求の材料などに悪用します。又、暴力団員等が社会運動に名を借りて署名を集めることがありますので署名や押印は絶対に禁物です。



### 8 即答や約束はしない

暴力団員の応対は、組織的に実施することが大切です。相手の要求に即答や約束はしないことです。

暴力団員は、企業の方針の固まらない間が勝負の分かれ目と考えて執拗に、その場で回答を求めます。



### 9 トップは対応させない

いきなりトップ等の裁量権を持った者が応対すると、即答を迫られますし、次回以降からの交渉で「前は社長が会った。お前ではだめだ。社長を出せ、社長が会わない理由を言え」等と喰ってかかります。



### 10 湯茶の接待をしない

湯茶を出すことは、暴力団員が居座り続けることを容認したことになります。また、湯のみ茶碗等を投げつける等、脅しの道具に使用されることがあります。歓迎するお客さんではありませんので、接待は不要です。



### 11 応対内容の記録化

電話や面談の応対内容は、犯罪検挙や行政処分、民事訴訟の証拠として必要です。相手に明確に告げて、メモや録音、ビデオ撮影をする。



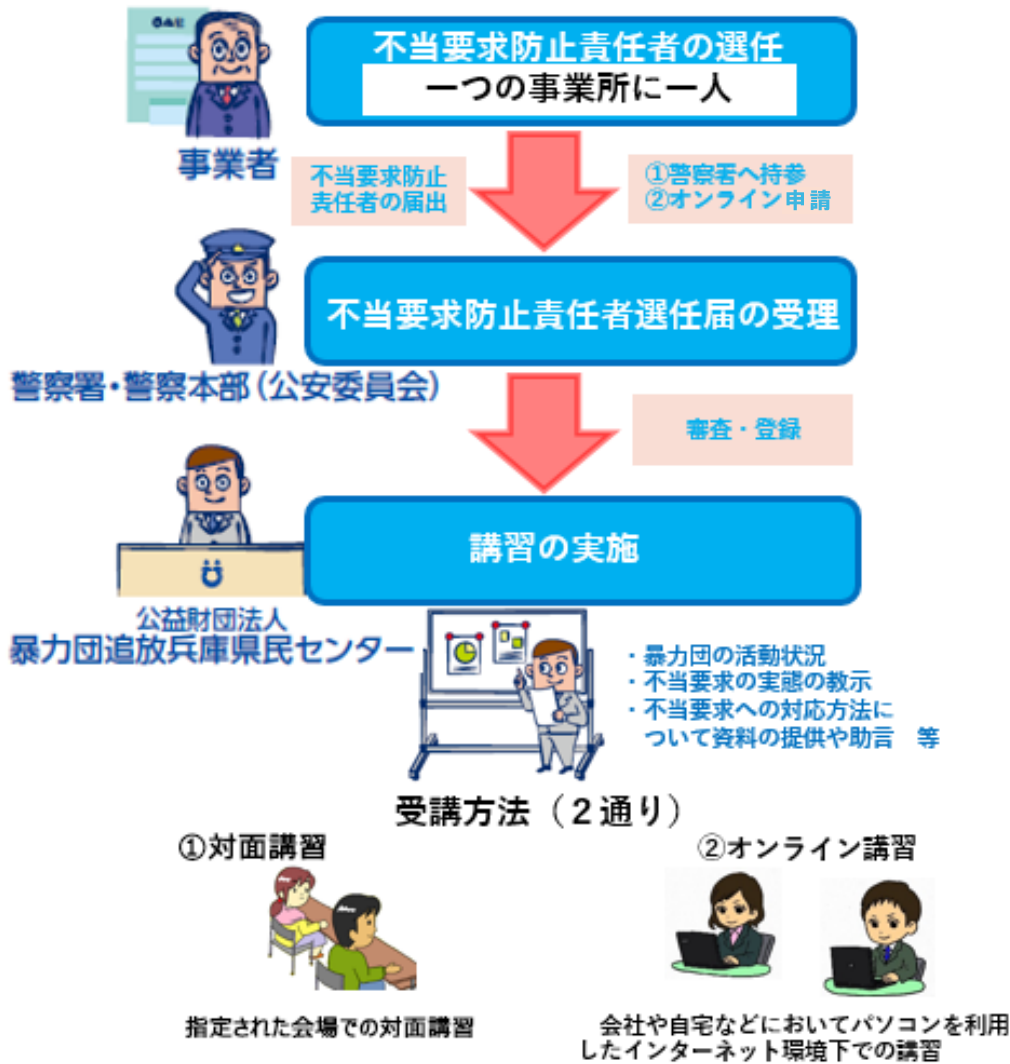
### 12 機を失せず警察に通報

不要なトラブルを避け、受傷事故を防止するためにも、平素から警察、暴追センターとの連携が早期解決につながります。





## 選任から講習までの流れ



### 受講修了書の講習

受講された方には、兵庫県公安委員会から「受講修了書」が交付されます。

事業所の受付や応接室などの来客者の目に留まる場所に掲示することで、不当要求者に対して「要求には応じない」との意思表示を行うことができるほか、警察や暴追センターと連携した事業所であることを周知することによる抑止効果が期待できます。



《暴力団対策課》

## 消費者月間における生活経済事犯被害の未然防止対策の推進

～うまいもうけ話に要注意～

～「何かがおかしいな」と感じたらまず相談を！～

### 主な悪質商法の手口

- **利殖商法**  
「半年でお金が倍以上になる」「上場確実、必ずもうかる。元本は保証されている」などともうけ話に誘い込み、その金銭を騙し取る商法
- **点検商法**  
点検に来たと家庭を訪問して「屋根瓦がずれている。このままだと雨漏りする」などと不安をあおり工事などを行い、高額な代金を請求する詐欺的商法
- **送り付け商法（ネガティブオプション）**  
注文（申し込み）していない商品を一方的に送り付け、消費者が受け取った以上支払わなければならないと思込ませ、代金を騙し取る商法
- **靈感商法**  
「あなたの家には悪霊が取りついている」などと人の不幸や不安に付け込み、高額な印鑑や壺、数珠などを売り付ける商法
- **催眠（SF）商法**  
安売りや講習会の名目で人を集め、日用雑貨を無料で配り、雰囲気盛り上げて興奮状態にし、最後に高額の商品を売り付ける商法
- **マルチ・マルチまがい商品**  
商品を購入して会員となり「新たな会員を勧誘すれば高いリベートが得られる」と称して、高額商品を売り付ける商法

### 消費者トラブル（具体例と対策）

- **「内職・副業」に関するトラブル**  
インターネットサイト広告で  
「メッセージ交換だけで報酬がもらえる」  
「スマホだけで稼げる」  
などの表示があり申し込んだところ、有料出会い系サイトに登録させられ  
「報酬を受ける手続きが必要」  
「エラーが発生したのでもう一度」  
などと何かと理由をつけられ、報酬を受けるどころか課金をさせられたなどのトラブルに発展しています。

#### 【対策】

「簡単に稼げる」などを強調する広告や、知らない相手からメールやSNSで誘われるもうけ話などは鵜呑みにしない。

○ 悪質な訪問購入業者

不意に自宅に訪問してきて

「不要な衣類ありませんか」

「高値で買い取らせていただきます」

などと言って家の中へ上がり込み、貴金属や着物などをその場で査定後、強引に安い値段で商品を購入するトラブルが発生しています。

**【対策】**

訪問購入業者は、事前に消費者の承諾がない場合、訪問による勧誘行為や事前に売却を予定していた物以外の商品の買い取りはできません。

拒否しても自宅に居座るようなら、迷わず 110 番通報を！！

※ 県警ホームページ掲載の防犯ニュースもご覧ください！

**【暗号資産の投資話に気を付けて！】**



**【屋根工事の点検商法のトラブルが増えています！】**



**【悪質な訪問購入業者に気をつけて！！】**



悪質商法の被害に遭わないための防犯ポイント

悪質業者は、う・そ・つ・き！

**う**まい話を信用しない！

うまい話、絶対もうかる話には、必ず大きな落とし穴…

**そ**うだんする！

ひとりで判断せず、家族・知人・相談機関に相談を

**つ**られて返事をしない！すぐに契約しない！

悪質業者は、言葉巧みにすぐ契約するように迫ってきます

**き**っぱり！はっきり！断る！

あいまいな返事をせず、キッパリ！ ハッキリ！ 断る！

少しでも「不安」を感じたら、その場で契約せずに、迷わず相談を！

警察相談専用電話

# 9 1 1 0

又は、最寄り警察署へ相談しましょう。

《生活経済課》

## 自転車の安全利用の促進

自転車は子どもから高齢者まで手軽に利用できる便利な乗り物ですが、交通ルールを守らなければ、重大な交通事故の原因となる危険な乗り物にもなります。

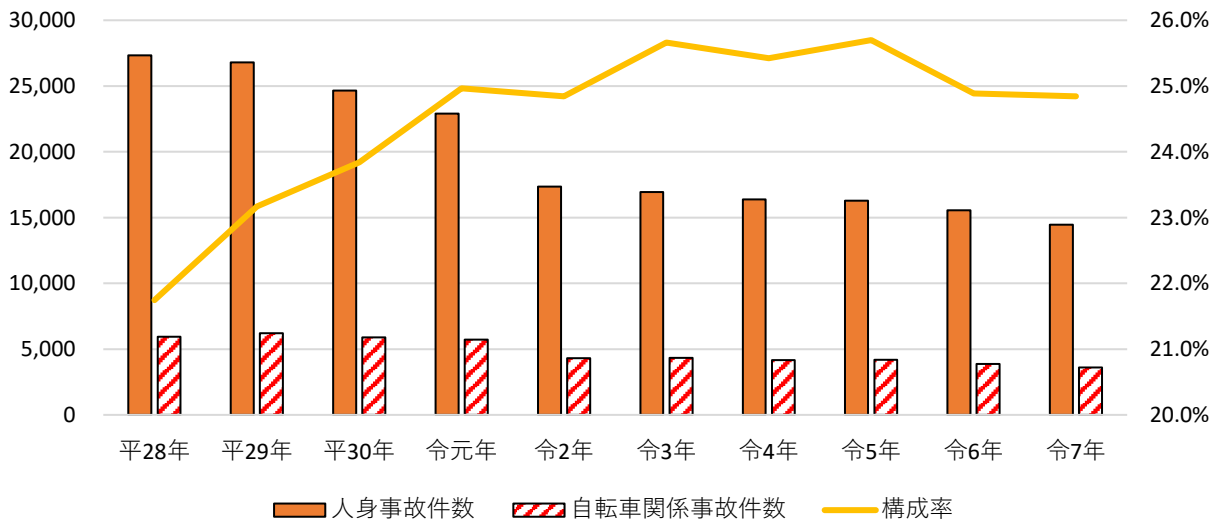
交通ルールを守って安全に利用しましょう。

### 自転車に関する交通事故の現状

#### 自転車の交通事故発生状況

- 令和7年中の自転車に関する人身事故件数は 3,592 件で、前年に比べ 278 件減少しました。
- 令和7年中の自転車に関する人身事故件数が全人身事故件数に占める割合は 24.8%で、前年に比べ 0.1 ポイント減少しました。
- 令和7年中の自転車乗用中の死者数は 15 人（令和6年中は 11 人）で、うち、高齢者が 8 人と全体の約 53%を占めています。
- 単独での転倒・転落による事故で 5 人が、交差点での出会い頭事故で 4 人が、方向転換で 3 人が、その他の事故で 3 人が亡くなっています。

#### 人身事故における自転車関係事故の占める割合



区分	年別									
	平28年	平29年	平30年	令元年	令2年	令3年	令4年	令5年	令6年	令7年
人身事故件数	27,340	26,791	24,667	22,896	17,352	16,929	16,372	16,281	15,551	14,458
自転車関係事故件数	5,945	6,207	5,881	5,716	4,311	4,344	4,162	4,184	3,870	3,592
構成率	21.7%	23.2%	23.8%	25.0%	24.8%	25.7%	25.4%	25.7%	24.9%	24.8%
自転車乗用中死者数	30	22	13	25	23	12	22	13	11	15

## 自転車の交通違反別の事故発生状況

○ 自転車乗用中の違反別死傷者数

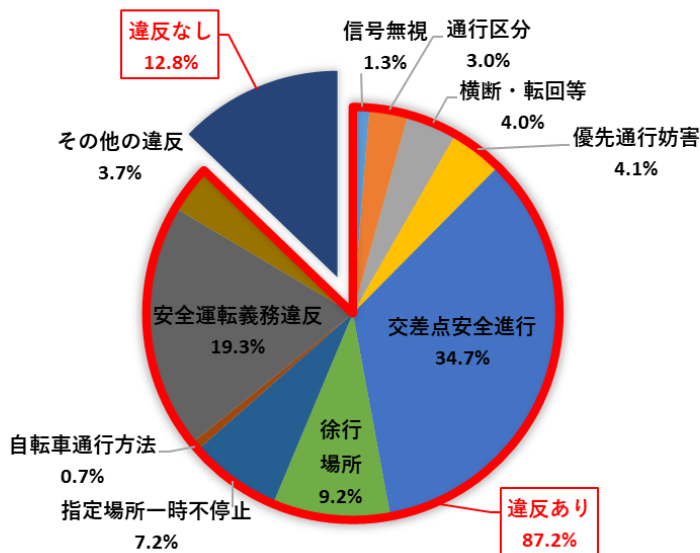
自転車乗用中の死傷者（令和7年中）3,473人のうち、約9割(87.2%)の3,028人に何らかの交通違反が認められました（図1参照）。

○ 自転車が第1当事者となる違反別人身事故件数

令和7年中の自転車が第1当事者となる人身事故は1,185件で、自転車に関係する全人身事故件数の約3割（33.0%）を占めており、そのうち最も多い交通違反は指定場所一時不停止で、全体の約2割（21.6%）を占めています（図2参照）。

【令和7年中の自転車乗用中の違反別死傷者数】

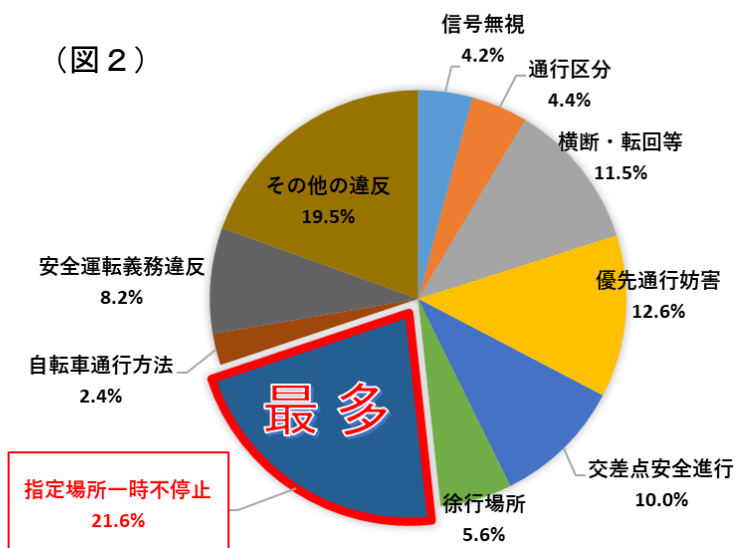
(図1)



違反別	年別	事故件数 令7年
合計		3,473
違反あり		3,028
信号無視		45
通行区分		105
横断・転回等		138
優先通行妨害		143
交差点安全進行		1,204
徐行場所		321
指定場所一時不停止		250
自転車通行方法		24
安全運転義務違反		671
その他の違反		127
違反なし		445

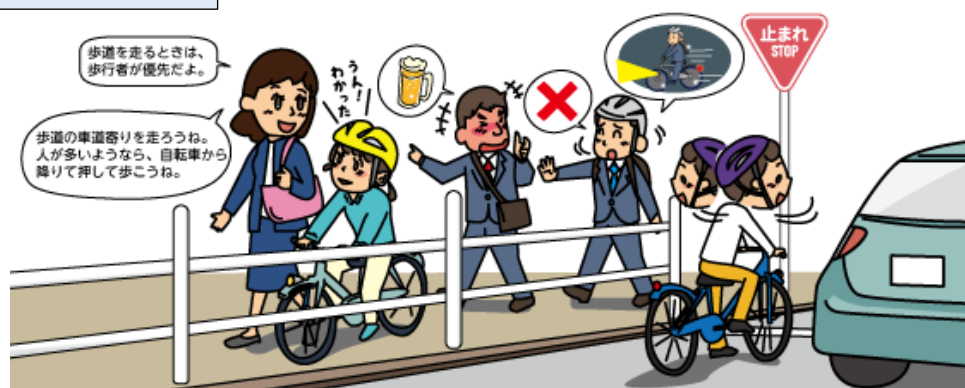
【令和7年中の自転車が第1当事者となる違反別人身事故件数】

(図2)



違反別	年別	事故件数 令7年
合計		1,185
信号無視		50
通行区分		52
横断・転回等		136
優先通行妨害		149
交差点安全進行		119
徐行場所		66
指定場所一時不停止		256
自転車通行方法		29
安全運転義務違反		97
その他の違反		231

## 自転車安全利用五則



### 1 車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先

自転車は車の仲間なので、車道を走らなくてはいけません。  
車道の左側を走りましょう。  
ただし、例外として、歩道を走ってもいい場合があります。

#### 例 外

- 歩道に  
この標識・標示が  
あるとき



#### 標識がないときでも

- 13歳未満のこども
- 70歳以上の方
- 身体の不自由な方
- 車道を通ると危ないとき

### 2 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認

「止まれ」の標識や、道路に「止まれ」と書いてある場所では、  
必ず止まって左右の安全確認をしましょう。

標識などがなくても、見通しの悪い場所では、徐行して左右の安全確認  
をしましょう。

### 3 夜間はライトを点灯

ライトを点灯すると、前方の様子が分かるだけでなく、他の車などに  
あなたの存在を知らせることになるので安全です。

### 4 飲酒運転は禁止

自転車は車の仲間です。お酒を飲んだら絶対に乗ってはいけません。  
また、飲酒運転をするおそれがある人にお酒を提供したり、自転車を  
提供したりすることも禁止です。

### 5 ヘルメットを着用

2023年4月から、全ての自転車利用者に対し、乗車用ヘルメット着用の  
努力義務が課されました。

ヘルメットはあなたの頭部を守ってくれるアイテムです。  
ヘルメットをかぶり、大事な命を守りましょう。



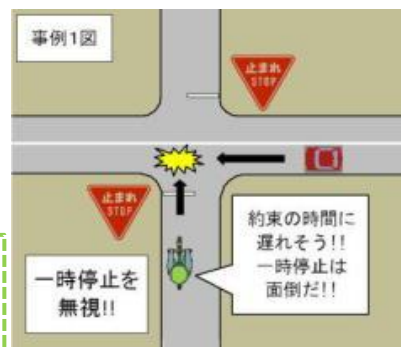
## 自転車の主な事故事例

### 【事例1】

自転車が一時停止を無視して交差点に進入したため、右方から交差点に進入してきた自動車と衝突した。

#### 事故を防止するポイント

- 一時停止は必ず止まらしましょう！
- 時間に余裕を持った行動を心掛けましょう！



### 【事例2】

自転車が道路の右側を通行し、交差点を右折したため、右方から交差点に進入してきた自転車と衝突した。

#### 事故を防止するポイント

- 右側通行は交通違反です。
- 右側通行で見通しの悪い交差点に進入すれば、死角が広がるため、大変危険です！

車道の左側を通行し、右折する際は事前にできるだけ道路の左端に寄り、速度を十分落とし交差点の内周に沿って二段階右折しましょう。



## 自転車損害賠償保険等への加入

「自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」により、兵庫県内で自転車を利用する場合は、自転車損害賠償保険などへ加入しなければなりません。

高額な損害賠償を請求されることがあります。

ご自身やご家族の加入状況を確認し、ご自身に合った保険などに加入しましょう。

### 【自転車事故による高額賠償事例】

賠償金額	裁判所・年	事故の概要
9,521万円	神戸地裁 平成25年7月	自転車が道路において、歩行者と正面衝突 歩行者は意識が戻らない状態に
9,400万円	高知地裁 平成27年2月	自転車が夜間無灯火で歩行者と衝突 歩行者は、2ヶ月後に死亡した

## 自転車運転者講習制度

自転車を運転中に信号無視などの危険な交通違反を3年以内に2回以上繰り返した14歳以上の者に対し、都道府県公安委員会が、交通事故防止のための講習を受けるように命令します。

受講命令に従わない場合は、5万円以下の罰金に処せられることがあります。

### 【制度の対象者】

- ・ 14歳以上の者
- ・ 信号無視等の危険行為で3年以内に2回以上交通取締りを受けた者

※危険行為が原因で交通事故を起こした者も対象者に含まれる場合があります。



### 【受講命令】

- ・ 講習時間 3時間
- ・ 講習手数料 6,150円



受講 → 危険性の改善

未受講 → 受講命令違反  
5万円以下の罰金

## 改正道路交通法のポイント

### 自転車への青切符の導入

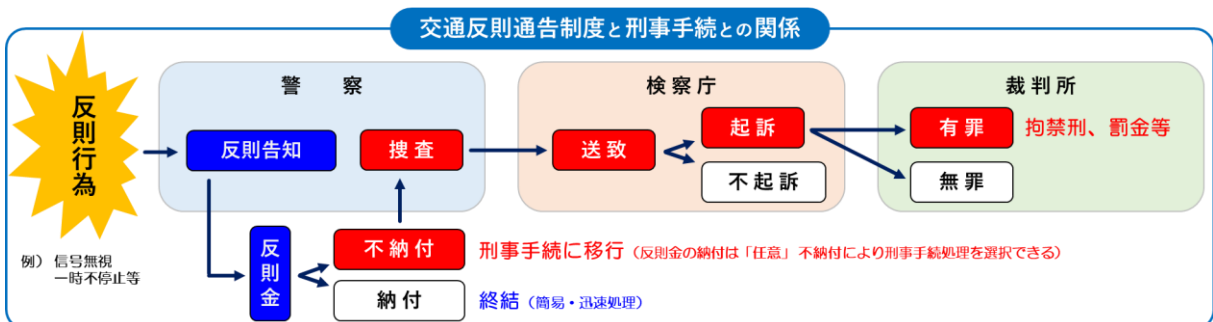
道路交通法の一部を改正する法律（令和6年法律第34号）が令和8年4月1日から施行され、自転車の違反に対して交通反則通告制度が導入されます。

これまでの手続は、自転車の交通違反を検挙すると、赤切符等を用いて、刑事手続による処理が行われてきました。

交通反則通告制度が自転車の交通違反に導入されると、16歳以上の者が行った自転車の「反則行為」に対して、青切符による処理が行われます。

青切符導入後も、

- 自転車の交通違反に対しては基本的に「指導警告」を実施
- 交通事故の原因となるような「悪質・危険な違反」は検挙の対象という交通違反の指導取締りについての基本的な考え方は変わりませんが、検挙後の手続が変わります。



反則金の対象となる違反の一例

こんな違反は  
反則金の対象  
以下は一例です！



反則金 **12,000円**  
携帯電話の使用等（保持）



反則金 **7,000円**  
遮断踏切立入り



反則金 **6,000円**  
信号無視（赤色等）  
通行区分違反（車道の右側通行・歩道通行等）



反則金 **5,000円**  
無灯火  
一時不停止  
イヤホンの使用※



反則金 **3,000円**  
二人乗り  
並進



酒酔い運転・酒気帯び運転、妨害運転といった重大な違反は、反則行為に該当せず、これまでと同様に刑事手続きにより処理されます。

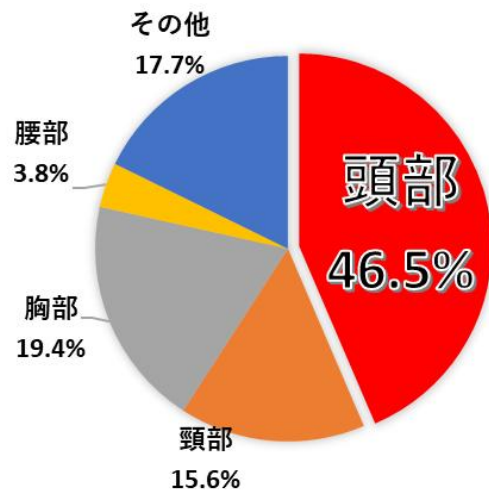
## 命を守る『ヘルメット』

全ての自転車の運転者が乗車用ヘルメット着用に努めなければなりません。

ご自身と大切な人の命を守るため、乗車用ヘルメットをかぶりましょう。



## 自転車乗用中の損傷主部位別死者数の割合（2016～2025年）



## 自転車の危険な交通違反に対する交通指導取締りの強化

兵庫県警察では、自転車利用者の交通ルールの遵守に向けて、毎月2日を『県下一斉自転車取締り強化日』と定め、自転車の指導取締りを強化しています。

信号無視や一時不停止、携帯電話を使用している片手運転などをしないことはもちろん、道路標識・標示をよく見て、交通ルールをしっかりと守りましょう。



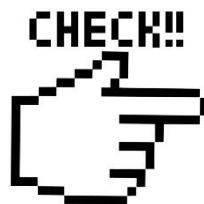
## 5月は『自転車月間』

- ◇ 自転車活用推進法で5月は『自転車月間』、5月5日は『自転車の日』と定められており、全国各地で自転車に関する様々なイベントなどが行われます。
- ◇ 兵庫県では、毎月2日を『自転車安全利用の日』と定め、自転車の安全で適正な利用について皆さんの理解を深めてもらうこととしています。

## 自転車指導啓発重点地区・路線

県警では、自転車の通行量や交通事故の発生状況、住民の皆さんからの要望などを踏まえ、交通指導取締りや啓発活動を重点的に行う『自転車指導啓発重点地区・路線』を選定しています。

あなたがお住まいの地域の  
重点地区・路線はコチラ



《交通企画課》